

振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定 一部改定

株式会社 北陸銀行

主な改定箇所 新旧対照表

(2020年7月13日改定)

(注) 下線は変更箇所を示す。

改定後	現 行
<p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第4条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管（以下「<u>混合</u>保管」といいます。）できるものとしします。</p> <p>(2) 前号による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(<u>混合</u>保管に関する同意事項)</p> <p>第5条 前条の規定により<u>混合</u>保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第9条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(3) 振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において振替を行うもの。</p> <p>(抽選償還)</p> <p>第16条 <u>混合</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第4条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管（以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。）できるものとしします。</p> <p>(2) 前号による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(<u>混蔵</u>保管に関する同意事項)</p> <p>第5条 前条の規定により<u>混蔵</u>保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第9条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(3) 振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において<u>日本銀行が定める期間中に</u>振替を行うもの。</p> <p>(抽選償還)</p> <p>第16条 <u>混蔵</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>